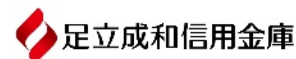


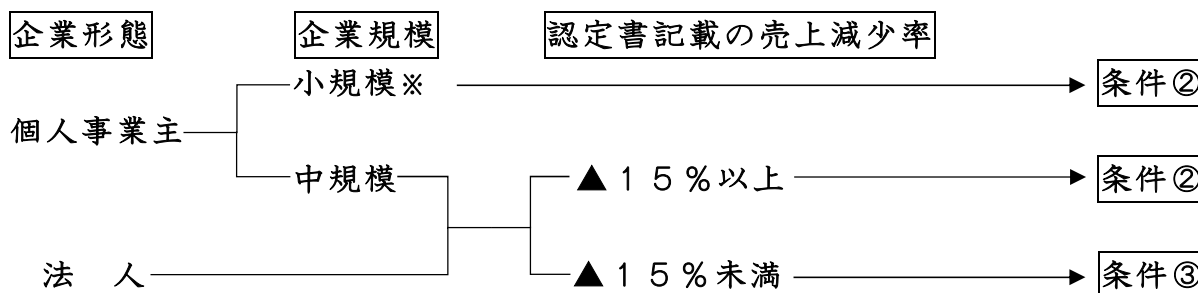
お客さま各位



埼玉県「新型コロナウイルス感染症対応資金」創設のお知らせ

1. 対象者要件

- ・県内に事業所等を有する事業者であり、セーフティネット（以下、SN）保証4号、5号又は危機関連保証を取得していることが必要です。
- ・売上高減少率によって融資利率等が異なります。
 - (1) SN4号又は危機関連保証を取得（売上高▲15%以上）→条件①
 - (2) SN5号を取得（売上高▲5%以上）した場合は次の区分によります。



※小規模とは、常時使用する従業員数が以下のとおりである者をいいます。

- ①商業またはサービス業を主たる事業とする事業者 5人以下
- ②その他の事業者（宿泊業及び娯楽業を含む） 20人以下

2. 融資条件

- (1) 融資期間 10年以内（据置期間5年以内）
- (2) 融資限度額 4,000万円
- (3) 資金使途 経営の安定に必要な運転資金又は設備資金
（埼玉県信用保証協会の信用保証付融資の借換えに要する資金も可）
- (4) 担保 無担保（既設定根抵当権を除く）
- (5) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
また、保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証は不要です。
- (6) 融資利率等

		当初3年間	4年目以降	保証料率※ ¹
条件①	融資利率	<u>金利ゼロ</u>	年1.4%以内	<u>保証料ゼロ</u>
条件②	融資利率	<u>金利ゼロ</u>	年1.5%以内	<u>保証料ゼロ</u>
条件③	融資利率	年1.5%以内		年0.425% (年0.525%)※ ²

※¹ 融資実行時点で適用される保証料率です。条件変更等により保証料が追加される場合は一律年0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合には年1.05%）が適用されますのでご注意ください。

※² 経営者保証免除対応を適用する場合の信用保証料率です。

詳しくは、店頭窓口、ローンプラザまたは営業担当者までご連絡ください。